

東駿河湾広域都市計画 区域区分の変更

東駿河湾広域都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区分 \ 年次	2020年 令和2年 (基準年)	2030年 令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	369.8千人	おおむね 341.4千人
市街化区域内人口	324.3千人	おおむね 303.5千人
配分する人口	—	303.1千人
保留する人口	—	0.4千人
特定保留	—	0.0千人
一般保留	—	0.4千人

3. 産業フレーム（静岡県）

区分 \ 年次	2020年 令和2年 (基準年)	2030年 令和12年 (基準年の10年後)
県内工場出荷額	125,868億円	おおむね 140,607億円

(注) 産業フレームは静岡県全体で設定している。

理 由

第8回定期見直し以降における都市化の動向、都市基盤整備の状況、今後の土地利用の見通し、農業的土地利用の状況等を勘案し、区域区分を本案のとおり変更する。

変 更 理 由

都市計画法第6条に基づき令和2年度以降に実施した都市計画に関する基礎調査の結果、第8回定期見直し以降における都市化の動向、都市基盤整備の状況、今後の土地利用の見通し、農業的土地利用の状況等が明らかとなったことから、これらを勘案し、令和12年における区域区分の人口・産業フレームを本案のとおり変更する。

なお、今回の変更に伴い、市街化区域への編入や除外は行わない。今後、具体の市街化区域への編入がある場合は、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、必要な調整を行う。

東駿河湾広域都市計画 計画書附図



